がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金交付手続きの流れ

危険住宅居住者等（申請者）

① 事前協議

・補助の対象となるか事前に確認を行う
（位置図・建築年等が分かる資料を持参）

② 補助金の交付申請

【補助金の申請】
①移転事業実施計画書（様式第2号）
②危険住宅の位置図、配置図、平面図、がけ横断図及び現況写真
③住民票(世帯全員が記載されているもの)
④移転先の住宅の位置図及び敷地の現況写真
⑤移転先の住宅の土地の登記事項証明書の写し（土地を購入する場合に限る）
⑥補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
⑦資金計画書
⑧跡地管理誓約書（様式第3号）
⑨その他市長が必要と認める書類

【交付決定通知書の受理】

※通知書を受理後、工事契約・着工

③ 工事施工

【移転事業着手届】
移転事業着手届（様式第5号）

※補助対象事業の内容、補助対象経費等を変更する場合

【補助事業変更申請】
①山鹿市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更申請書（様式第4号）
②移転事業実施変更計画書（様式第2号）
③その他市長が必要と認める書類

※補助対象事業の完了予定日を変更する場合

完了予定日変更報告書（様式第6号）

【変更決定通知書の受理】

※補助対象事業のを変更する場合のみ

【移転事業完了】

④工事完成・検査

【実績報告】
①山鹿市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第7号）
②補助金精算調書
③危険住宅の除却後の写真
④移転先の住宅の位置図、配置図、平面図及び写真
⑤移転に要した費用を証明する書類（契約書、領収書等）
⑥その他市長が必要と認める書類

【補助金等交付確定通知書受理】

⑤ 補助金請求

【補助金請求】
・補助金等交付請求書

【補助金受取】

山鹿市

・持参された資料等で補助要件に該当するか確認
・必要に応じて申請者立会いの上、現地で確認する場合もある

※補助対象に該当した場合のみ

補助対象に該当するか否かを申請者に連絡

【申請書の受付】

【書類内容確認】

【交付決定通知】

【移転事業着手届受理】

【変更申請もしくは変更報告書の受付・審査】

【変更決定通知】
山鹿市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書

【実績報告書類受理】

【書類確認・現場調査】

【補助金等交付確定通知書】

【請求書確認】
【補助金交付】